

市・県民税の税制改正についてのお知らせ

給与所得控除の改正

給与所得控除の上限額が、1,200万円（控除額230万円）から1,000万円（控除額220万円）に引き下げられました。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度以降
上限額が適用される給与収入額	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	230 万円	220 万円

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設について

健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取り組み（※1）を行った人が本人及び生計を一にする配偶者やその他の親族のためにスイッチ OTC 医薬品（※2）を購入した場合、その年中の購入金額の合計額（保険金などで補填される金額は除きます。）が 12,000 円を超える場合、その超えた金額（最高限度額 88,000 円）について所得控除を受けることができるようになりました。

※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、がん検診など

※2 療養の給付として支給される薬剤との代価替性が特に高い医薬品（特定一般医薬品等）

【注意】なお、この特例の適用を受ける場合はこれまでの医療費控除の適用を受けることはできません。

医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）申告時の添付書類の変更について

医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）の適用を受ける場合、現行の医療費や医薬品購入費の領収書の掲示から医療費または医薬品購入の明細書が必要になります。

年分	平成 29 年度分まで	平成 30 年度分～（※1）
方法	添付又は提示	添 付
書類等	医療費の領収書	医療費の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書
		医療費通知（※2）
		（セルフメディケーション税制を適用する場合） 一定の取り組み（※3）を明らかにする書類（提示も可）

※1 平成 32 年度の住民税課税分までは経過措置により、これまでどおり医療費の領収書の添付又は提示でも控除の適用を受けることができます。

※2 国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律等に規定する次の①～⑥の事項が記載されたものです。

①被保険者等（又はその被扶養者等）の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた方の氏名 ④療養を受けた病院・薬局などの名称 ⑤被保険者等又はその被扶養者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

（注 1）なお、領収書は、税務署等から提示又は提出を求められる場合があるため、申告期限から 5 年間保存する必要があります。

（注 2）「医療費の明細書」については下記のとおり、「医療を受けた方の氏名」や「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記載することができます。

医療を受けた方	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費の額
今治 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	50,000 円
今治 太郎	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	10,000 円

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

1. 配偶者控除

配偶者控除を受ける納税義務者の所得制限が導入されます。

納税義務者の合計所得金額 (給与収入金額)	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下 (1,120 万円以下)	33 万円	38 万円
900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	22 万円	26 万円
950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	11 万円	13 万円
1,000 万円超 (1,220 万円超)	なし	なし

2. 配偶者特別控除の対象範囲の拡大

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下（改正前：38 万円超 76 万円未満）に改正され、その控除額は次のとおりとなります。なお、改正前と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える方は、配偶者特別控除の適用はできません。

配偶者の合計所得金額 (給与収入金額)	納税者本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
90 万円以下 (155 万円以下)	33 万円	22 万円	11 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 166.8 万円以下)	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下 (166.8 万円超 175.2 万円以下)	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下 (175.2 万円超 183.2 万円以下)	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下 (183.2 万円超 190.4 万円以下)	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下 (190.4 万円超 197.2 万円以下)	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下 (197.2 万円超 201.6 万円以下)	3 万円	2 万円	1 万円
123 万円超 (201.6 万円超)	なし	なし	なし